

# 戸籍証明書等交付請求書（郵送請求用）

年 月 日

市区町村 長 殿

## 請求者

住所	都・道 府・県	市・区 町・村
氏名	電話番号	※日中連絡のとれる番号 ( ) -

## どなたの証明が必要ですか

続柄	本人・配偶者・父・母・子・祖父・祖母・孫・その他 ( )		
氏名	生年月日	年	月 日
本籍	筆頭者氏名		

## 何が必要ですか

証明書の種類	通数	手数料	確認項目	
戸籍	謄本	通	450円	1カ月以内に戸籍の届出をされた方はご記入ください ( 月 日) に ( ) 届を ( ) 役所・役場へ届出
	抄本			
除籍	謄本	通	750円	※除籍謄抄本は、同一戸籍内の全員が除籍となったものです。
	抄本			
改正原戸籍	謄本	通	750円	※戸籍法の改正時期（昭和・平成等）により種類が異なります。下記の連絡事項欄に明記いただくか、以前取られたものと同じ戸籍が必要な場合は、コピーを添付してください。
	抄本			
身分証明	通	350円	※本人以外の請求には委任状等が必要です	
戸籍の附票 の写し	謄本	通	200円	・本籍・筆頭者の表示 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ・在外選挙人名簿登録地の表示 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 証明が必要な住所
	抄本			通
その他証明	通	裏面参照	必要な証明 ( )	

## 手続き等で指定された戸籍が必要な場合

- ( ) の (出生・ ) から (死亡・ ) までの一連の戸籍を ( ) セット
- ( ) の (婚姻・死亡・ ) の記載がある戸籍
- ( ) と (自分・ ) の関係性が分かる戸籍
- その他 ( )

## 使用目的又は提出先 ※具体的に記入してください

- パスポートの申請  公的年金手続  婚姻届・転籍届等  相続手続
- その他 [ ]

## 連絡事項

- ・プライバシーの侵害につながるような不当な目的による請求には応じられません。
- ・偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、三十万円以下の罰金に処せられます。

# 戸籍証明書郵便請求に係る必要書類

## 1. 交付請求書

- ・交付請求書に必要事項を記入。
- ・相続などの必要書類が複数戸籍に渡る場合（出生から死亡まで等）は、「手続き等で指定された戸籍が必要な場合」の欄に必要な部数（セット数）を記入してください。
- ・個人情報保護の観点上、本人・親族問わず、お電話等にて戸籍の有無や、通数（出生から死亡までの戸籍が何通あるか）についてのお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。
- ・戸籍の附票の写しを請求する場合で、戸籍の表示（本籍・筆頭者）や在外選挙人等（該当の方のみ）の記載を希望される方は、してください。チェックがない場合は記載されません。また、原則第三者による請求の場合も省略されます。
- ・その他証明の主な証明については下記のとおりです。

戸籍届出の記載事項証明書	350円	利害関係の分かる書類の写しを添付してください
受理証明書（普通紙）	350円	届出の種類を明記してください（出生・婚姻等）
独身証明書	350円	
住民票謄本・抄本	200円	住所地への送付となります

上記以外の証明については、お電話にてお問い合わせください。

- ・戸籍届出の記載事項証明書について、届書は届出日からおおよそ1か月本籍地の市区町村で保管された後、届出地の管轄法務局に送付されるため市区町村の保管経過後は法務局に請求することとなります。

## 2. 請求者の本人確認書類

- ・「請求者」の本人確認書類の写し（コピー）が必要です。  
住所及び氏名の記載された官公署発行の書類（マイナンバーカード、運転免許証等、健康保険証等）  
※住所が本人確認書類の裏面に記載されている場合は、両面の写しをおとりください。
- ・請求する戸籍証明書によっては、親族関係を確認できる疎明資料（親子関係など）が必要となる場合があります。

## 3. 返信用封筒

- ・「請求者」の住所と氏名等を記入のうえ、切手を貼ってください。
- ・速達を希望される場合は、請求書類に速達を希望する旨をご記入のうえ、通常郵便分+速達分の切手を貼ってください。（例：普通料金84円+速達料金260円）
- ・証明書の送付先は「請求者」の現在の住民登録地に限ります。

## 4. 手数料☑

- ・郵便局の「定額小為替」または「普通為替」で同封してください。（券面の記入不要）  
なお、現金を同封する場合は「現金書留」をご利用ください。

## 5. 往信用封筒

- ・郵送により戸籍に関する証明書等を請求される場合は、上記1～4の書類を往信用封筒へ同封し、次の宛先にお送りください。
- ・お急ぎの方は、速達郵便で送付されることをお勧めします。

〒963-8304 福島県石川郡古殿町大字松川字新桑原31番地  
古殿町役場 住民税務課窓口係 宛て